

第9章

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に関する業務

1 概説

公正取引委員会は、令和3年9月8日、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、同年11月24日、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、同アクションプランの改定を行った。

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。

具体的には、①「価格転嫁円滑化スキーム」を通じた関係省庁との緊密な連携、②独占禁止法の執行強化、③下請法の執行強化に関する取組を実施した（詳細は後記 2 から 4 までを参照）。

- 【特設ウェブサイト】「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



- 令和3年9月8日公表「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html>



- 令和3年11月24日公表「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の改定について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211124.html>



- 令和3年12月27日公表「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>



○令和4年3月30日公表「「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html



2 価格転嫁円滑化スキーム

転嫁円滑化施策パッケージでは、業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設するとし、その新たな仕組みにおいては、事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請、②下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を通じて、広範囲に情報を受け付けるとされた。公正取引委員会では、関係省庁から情報提供や要請を受け付けるとともに、令和4年1月26日に「違反行為情報提供フォーム」を設置した。

○違反行為情報提供フォーム（買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>



転嫁円滑化施策パッケージでは、令和3年度末までに把握した情報に基づき、事例、実績、業種別状況等についての報告書を取りまとめ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種を定めて立入調査を行うとしていたところ、令和4年5月31日、公正取引委員会及び中小企業庁は、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表し、下請法上の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。

○令和4年5月31日公表「価格転嫁に係る業種分析報告書について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html



○令和4年5月31日公表「重点立入業種の選定について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_jyuutentachiirigyousyuh.html



3 独占禁止法の執行強化

(1) 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査

転嫁円滑化施策パッケージでは、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（以下「緊急調査」という。）を実施するとしていたところ、公正取引委員会は、令和4年3月30日、緊急調査の中心となる対象業種として22の業種を選定し、同年6月3日、受注者向けの調査票8万通を発送した。

○令和4年3月30日公表「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_02.html



(2) スタートアップをめぐる取引に関する調査

令和4年3月31日、公正取引委員会及び経済産業省は、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定した。当委員会は、この指針ののっとり、スタートアップをめぐる取引に関する調査を実施することとし、同年6月15日、約1万7000通の調査票を関係事業者に発送した。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する調査

公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。令和3年度においては、荷主3万名及び物流事業者4万名を対象とする書面調査を実施した。さらに、書面調査の結果を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案について、荷主19名に対する立入調査を実施した。書面調査及び立入調査の結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主641名に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付した。

○令和4年5月25日公表「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220525_buttokuchousakekka.html



(4) 労働基準監督機関との連携強化

公正取引委員会は、従前から、厚生労働省との間において、労働基準監督署が、労働基準関係法令違反の背景に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」に該当する独占禁止法違反行為又は下請法違反行為の存在が疑われる事案を把握した場合に、厚生労働省が当委員会に通報を行う制度を運用してきた。転嫁円滑化施策パッケージでは、この通報制度を拡充するものとして、労働基準監督署が、事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引き上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、通報の対象とすることとされ、令和4年4月1日、拡充された通報制度の運用が開始された。

(5) 公正取引委員会の体制強化及び独占禁止法の適用の明確化

公正取引委員会は、令和4年2月16日、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化するため、新たに独占禁止法Q&Aを作成・公表した。さらに、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行体制の更なる強化を図る観点から、同年5月20日、関係事業者に立入調査等を行う「優越Gメン」の体制を新たに創設した。

○令和4年2月16日公表「「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_Yuuetutekitiiranyoumize nboushitaishakuchousashituNo.html



○令和4年5月20日公表「「優越Gメン」の体制創設について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520_01_gmen.html



4 下請法の執行強化

(1) 下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化

公正取引委員会は、令和4年1月26日、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正を行うとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴い、下請法上留意すべき点を明らかにするため、新たに下請法Q&Aを作成・公表した。

○令和4年1月26日公表「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について」



<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

(2) 相談対応の強化

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和3年度においては、下請法に関する相談が1万908件、優越的地位の濫用に関する相談が1,188件の合計1万2096件の相談に対応した。令和3年9月8日には「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、当該相談窓口ではフリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

(3) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、令和4年5月20日から、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした。

○令和4年5月20日公表「下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について」



<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520.html>

(4) 下請取引の監督強化のための情報システムの構築

転嫁円滑化施策パッケージでは、下請法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、申告情報などを一元的に管理できる情報システムを新たに構築することとした。公正取引委員会は、令和4年内において、可能な限り速やかに情報システムの運用が開始できるよう、情報システムの構築に向けた作業を進めている。

(5) ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書

昨今のDX（Digital Transformation）化の流れを支えるソフトウェア業においては、多重下請構造型のサプライチェーンの中で、下請法上の買いたたき、仕様変更への無償対応要求といった違反行為の存在が懸念され、公正取引委員会は、ソフトウェア業における2万1000社（資本金3億円以下）を対象としたアンケート調査、関係事業者・団体

に対するヒアリング調査などによって、ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査を実施し、令和4年6月29日に報告書を公表した。

(6) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

ア 経済団体等への働きかけ

公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組について、発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者への周知徹底を図るため、令和4年2月以降、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体・事業者等への周知について働きかけを行った。

イ 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和3年度においては、下請取引適正化推進講習の実施に加え、下請取引適正化推進講習で使用するテキストの内容を繰り返し習得できる動画を新たに作成し、ウェブサイト上で公開した。

○下請取引適正化推進講習会動画

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3_suishinkousyuukai_douga.html



ウ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和3年度においては、関係事業者団体約1,400団体に対し、令和3年11月16日に要請を行った。

○令和3年11月16日公表「下請取引の適正化について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211116.html>



エ 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしているところ、令和4

年2月16日、手形等のサイトの短縮化の更なる促進を図るため、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約5,000名に対し、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める要請を実施した。

○令和4年2月16日公表「手形等のサイトの短縮について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_2_Tegatatounosaitonotanshukunituite.html



オ コンプライアンス確立への積極的支援・下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習、④事業者団体が開催する研修会等への出講を実施しているところ、令和3年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ、令和3年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った。

○令和4年5月31日公表「令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12295683/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531.html>

